

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成17年 9 月30日
金 曜 日

号 外(12)

目 次

規 則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成17年 9 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第73号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「部、局、分課等」を「室、部、局、分課等」に改める。

第38条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第79条の表富山県農政審議会の項の次に次のように加える。

富山県食育推進会議	県の食育推進計画の作成及びその実施の推進、食育の推進に関する重要事項についての審議並びに食育の推進に関する施策の実施の推進に関する事務	農林水産 企画課
-----------	---	-------------

第88条第 1 項の表及び第96条の表中「射水郡小杉町」を「射水市」に改める。

第 104条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
富山県総合県税事務所	富山市	県内全域

第 105条の表以外の部分中「富山県税事務所」を「富山県総合県税事務所」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
富山県総合県税事務所自動車税センター	富山市
富山県総合県税事務所高岡相談室	高岡市
富山県総合県税事務所魚津相談室	魚津市
富山県総合県税事務所砺波相談室	砺波市

第 106条第 1 項の表以外の部分中「県税事務所」を「富山県総合県税事務所」に改め、同項の表を次のように改める。

課	班
企画管理課	総務班 管理班
課税第一課	事業税第一班 事業税第二班 軽油引取税班
課税第二課	不動産取得税第一班 不動産取得税第二班
納税課	収納第一班 収納第二班 整理班 個人住民税・自動車税対策班

第 106条第 2 項中「富山県税事務所自動車税センター」を「富山県総合県税事務所自動車税センター」に改める。

第 107条第 1 項第 5 号中「富山県税事務所」あつては、」を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「課税課（富山県税事務所自動車税センター課税課を除く。）」を「課税第一課」に改め、同項第 1 号中「、不動産取得税、自動車税（証紙徴収に係るものを除く。）」を削り、同項第 6 号中「の納入通知」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 課税第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

不動産取得税の賦課及び減免に関すること。

不動産取得税に係る申告、申請、請求その他書類の提出に関する期限の延長に関すること。

不動産取得税の犯則取締りに関すること。

第 107条第 4 項第 5 号中「及び免税軽油使用者証の交付又は書換えに係る手数料の徴収（課税課の主掌に係るものを除く。）」を削り、同条第 5 項各号列記以外の部分中「富山県税事務所自動車税センター業務課」を「富山県総合県税事務所自動車税センターの業務課」に改め、同条第 6 項各号列記以外の部分中「富山県税事務所自動車税センター課税課」を「富山県総合県税事務所自動車税センターの課税課」

に改め、同項第 1 号中「（証紙徴収に係るものに限る。）」を削り、「に係る賦課」を「の賦課」に改め、同項第 2 号中「前号に掲げる税」を「自動車税及び自動車取得税」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 富山県総合県税事務所高岡相談室、富山県総合県税事務所魚津相談室及び富山県総合県税事務所砺波相談室の分掌事務は、次のとおりとする。

公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに総合庁舎の管理及び室内の取締りに関すること。

総合庁舎の防災行政無線の管理運用に関すること。

県税に関する情報提供及び相談に関すること。

県税に係る徴収金の収納に関すること。

納税証明書の交付に関すること。

第 118 条の表中「射水郡小杉町」を「射水市」に改める。

第 124 条の表富山県高岡厚生センターの項中「新湊市 氷見市 射水郡」を「氷見市 射水市」に改め、同表富山県砺波厚生センターの項を次のように改める。

富山県砺波厚生センター	南砺市	砺波市 小矢部市 南砺市
-------------	-----	--------------

第 125 条の表以外の部分中「小杉支所」を「射水支所」に改め、同条の表富山県高岡厚生センター小杉支所の項を次のように改める。

富山県高岡厚生センター 射水支所	射水市	射水市
---------------------	-----	-----

第 125 条の表富山県砺波厚生センター小矢部支所の項中「西礪波郡」を削る。

第 125 条の 2 第 1 項の表中

富山県高岡厚生センター	企画管理課 福祉課	医務総務班 企画調整班
-------------	--------------	-------------

を

富山県高岡厚生センター	企画管理課	医務総務班 企画調整班
-------------	-------	-------------

に、

富山県砺波厚生センター	企画管理課 福祉課	医務総務班 企画調整班
-------------	--------------	-------------

を

富山県砺波厚生センター	企画管理課	医務総務班 企画調整班
-------------	-------	-------------

に改める。

第 132 条第 1 項の表中

富山県高岡 児童相談所	高 岡 市	高岡市 新湊市 氷見市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水郡 西礪波郡
----------------	-------	--------------------------------------

を

富山県高岡 児童相談所	高 岡 市	高岡市 氷見市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市
----------------	-------	--------------------------

に改める。

第 147 条の表及び第 173 条の表中「射水郡小杉町」を「射水市」に改める。

第 189 条の表中「新湊市」を「射水市」に改める。

第 193 条の表中「射水郡小杉町」を「射水市」に改める。

第 228 条の表中

富山県高岡農地林務事務所	高岡市	高岡市 新湊市 氷見市 小矢部市 射水郡 西礪波郡
--------------	-----	------------------------------

を

富山県高岡農地林務事務所	高岡市	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市
--------------	-----	------------------

に改める。

第 250 条の表中

富山県高岡農業普及指導センター	高岡市	高岡市 新湊市 氷見市 小矢部市 射水郡 西礪波郡
-----------------	-----	------------------------------

を

富山県高岡農業普及指導センター	高岡市	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市
-----------------	-----	------------------

に改める。

第 264 条の表中

「富山県西部家畜保健衛生所	砺波市	高岡市 新湊市 氷見市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水郡 西礪波郡
---------------	-----	--------------------------------------

を

「富山県西部家畜保健衛生所	砺波市	高岡市 氷見市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市
---------------	-----	-----------------------------

に改める。

第 274 条第 2 項の表企画管理部の項及び木材試験場の項並びに第 284 条の表中「射水郡小杉町」を「射水市」に改める。

第 294 条第 1 項の表富山県高岡土木センターの項中「新湊市 氷見市」を「氷見市」に、「射水郡 西礪波郡」を「射水市」に改める。

第 294 条の 2 の表富山県高岡土木センター小矢部土木事務所の項中「西礪波郡」を削る。

第 304 条の表及び第 310 条の表富山県富山港事務所の項中「新湊市」を「射水市」に改める。

第 324 条の表富山県高岡出納室の項中「、新湊市」を削り、「射水郡」を「射水市」に改め、同表富山県砺波出納室の項中「、南砺市及び西礪波郡」を「及び南砺市」に改める。

第 327 条第 1 項の表中

「所長（支所に置かれる所長を除く。）、館長、校長、園長、院長、場長、局長及び室長（以下「出先機関の長等」という。）	出先機関又は出先機関の内部組織である研究所、試験場、センター等の事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
---	---

を

「所長（支所に置かれる所長を除く。）、館長、校長、園長、院長、場長、局長	出先機関又は出先機関の内部組織である研究所、試験場、センター等の事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
--------------------------------------	---

及び室長（支所に置かれる室長を除く。）（以下「出先機関の長等」という。）	
--------------------------------------	--

に、

「支所長及び所長（支所に置かれる所長に限る。）	支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-------------------------	------------------------

を

「支所長、所長（支所に置かれる所長に限る。）及び室長（支所に置かれる室長に限る。）	支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

目次の改正規定及び第79条の表に富山県食育推進会議の項を加える改正規定
公布の日

第88条第1項の表、第96条の表、第118条の表、第124条の表、第125条、
第125条の2第1項の表、第132条第1項の表、第147条の表、第173条の表、
第189条の表、第193条の表、第228条の表、第250条の表、第264条の表、
第274条第2項の表、第284条の表、第294条第1項の表、第294条の2の表、
第304条の表、第310条の表及び第324条の表の改正規定 平成17年11月1日

(人 事 課)